

記入例(おもちゃ)

輸入者コードまたは、
法人コードを記入して下さい。

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)

(1)届出受付番号	※1	(2)氏名	株式会社 関検食商事	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 代表者 之印 </div>
(3)届出種別	N 一般届出	住所	代表取締役 関空 太郎 大阪府泉南市泉州空港南1番地	
(4)輸入者コード	A 0 0 X X X X X 0 0 0 0	(電話番号)	072-455-XXXX	
(5)生産国・コード	C N 中華人民共和国	(6)輸入食品衛生 管理者登録番号		
(7)製造者名、 住所・コード	C N Z Z 9 9 9 9 YUKAINAOMOTYA COMPANY CO.,LTD. NO.1,TANOSHIOMOTYA INDUSTRY,CHANA ROAD,CHASHAN TOWN,DONGGUAN-CITY,*	文字数が多く入力できない場合は、 *を付けて備考欄に記入して下さい。		
(8)製造所名、 住所・コード	C N Z Z 9 9 9 9 TANOSHIOMOTYA SEIZOUSHU CO.,LTD. NO.1,TANOSHIOMOTYA INDUSTRY,CHANA ROAD,CHASHAN TOWN,DONGGUAN-CITY,*	英数半角大文字で入力して下さい。		
(9)輸出者名、 住所・コード		製造者・製造所コードは、 コードがある場合 コードを記入して下さい。 コードが無い場合 「国」+「ZZ9999」と記入して下さい。		
(10)包装者名、 住所・コード		都市名または空港名を 記入して下さい。		
(11)積込港・コード	C N S H A 上海	(12)積込年月日	2018年02月01日	
(13)積卸港・コード	K I X 関西空港	(14)到着年月日	2018年02月03日	
(15)保税倉庫・コード	4 M W X X X X 倉庫	(15)保税倉庫のコードと 倉庫名を記入して下さい。	月日	
(16)保税倉庫・コード	大阪府泉南市泉州空港南 x 番地	(19)届出年月日	年月日	
(17)貨物の記号及び 番号	123-456-7890 B/L番号等貨物を特定できる 番号を記入して下さい。	(20)事故の有無及び る場合はその概要	無 輸入された貨物の状態を選択 してください。	
(18)船舶又は航空機の 名称又は便名	AB123 貨物を積載してきた航空機の 便名を記入して下さい。	(21)提出者・コード		
1 (22)貨物の別	おもちゃ	(33)衛生証明書番号	単位コードを記入して下さい。	
(23)継続の別	継続(C) 品名を記入して下さい。	(34)貨物が加工食品 である場合は原材料 ・コード	おもちゃに使用している 具体的な材質コード&名 を記入して下さい。	
(24)品目コード	L 4 5 9 9 9 9	貨物が器具、容器包 装又はおもちゃである 場合はその材質・ コード		
(25)品名	動物がん具：組み合わせもの、その他塗装			
(26)積込数量・コード	3 C T			
(27)積込重量	用途を 選択して下さい。 10.00 kg	(28)用途・コード	※2	
(28)用途・コード	1 小売り用 商品正味重量。 勿が添加物を 小数点第2位まで 品の場合は 記入して下さい。 添加物の品名・	(29)包装種類・コード	※2	
(29)包装種類・コード	K P R 紙	(30)登録番号1	< 記入不要 >	
(30)登録番号1		(31)登録番号2		
(31)登録番号2		(32)登録番号3		
(32)登録番号3		(36)貨物が加工食品 であるときは製造又 は加工方法・コード	文字数が多く入力できない場合は、 *を付けて続きを記入。	
(37)備考	*GUANGDONG,CHINA 商品名またはブランド名等がある場合は記入して下さい。 商品名：YUKAINAOMOTYA001/本体(布製：青色)、ラベル(布製：白 色、アクリル製塗装：黒色)、目(PE製：黒色)、鼻(PVC製：茶色)/合 成樹脂部位：可塑化なし/ 前回届出実績番号：63XXXXXXXXX 備考欄に記入できない場合 A4サイズ書式フリーで 必要事項を作成して提出して下さい。			届出済印※1

輸入食品監視支援業務関連コードはここをクリック！

<注意>

※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。

※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。

※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。